

上総庶第63号
令和8年7月2日

第三者委員会 委員長 様

上島町長 上村 俊之



上島町先田名後一般廃棄物最終処分場 埋め立て容量超過事案
について（諮問）

上島町第三者委員会設置条例第2条の規定に基づき、貴委員会の意見を求め
ます。

記

1 諮問事項

- (1) 不適正な事務執行や行為等の経過の検証に関する事
- (2) 不適正な事務執行や行為等の再発防止策の提言に関する事
- (3) その他第三者委員会が必要と認める事項に関する事

2 諮問理由

上島町が管理する先田名後一般廃棄物最終処分場において、設置届出時の埋
立計画容量の2倍を超える廃棄物が埋め立てられていた事実が判明しました。

こうした状況から、本事案発生の原因究明に向け事実関係の整理や、周辺環
境・健康への影響の確認作業を進めており、令和8年3月に愛媛県と協議のう
え、上島町先田名後一般廃棄物最終処分場 改善基本計画を策定し、愛媛県か
ら承認されました。

しかしながら、町の内部調査のみでは中立性・客観性への懸念があり、町民
の理解を得るのが困難であると考えられることから、法的・技術的観点を含め
た第三者による事実確認・評価・原因分析と、再発防止および信頼回復に向け
た具体的かつ実効性ある提言が必要と考え、第三者委員会を設置したところで
す。

以上の状況に鑑み、本事案に関し、原因の究明と再発防止策の提言について、
調査審議の上で報告頂きたく諮問するものです。